

2024年(令和6年)
6月1日 土曜日
第1947号

京都自動車新聞



京ト協・平島会長方針示す
整備需要等の動向調査集計結果
輸入車部会 輸入EVフェス初開催
カー用品レポート 6月号
◀不正改造車排除強化月間特集

2
5
6
7
8

発行所 京都自動車新聞社 京都市伏見区竹田向代町 51-5 (京都自動車会館内) 電話 (075) 672-0552 ファクス (075) 682-0205 メール access@kyotojidoshu-np.jp

不正改造車排除にまい進へ

国交省など 6月強化月間では対策をさらに強化

1日から30日まで「不正改造車を排除する運動」の強化月間が始まる。国土交通省と自動車関係32団体で構成する不正改造防止推進協議会が1年を通じて運動に取り組んでいるが、期間中は施策をさらに強化する。内閣府・警察庁・農林水産省・経済産業省・環境省の後援や、自動車技術総合機構と軽自動車検査協会の協力の下で運動を展開する。

運動では総合的な広報・啓発活動を展開するため、国交省作成のポスターを窓口などの目につきやすい場所に掲示する。特に強化月間ではマスメディアやウェブサイトに、SNSなどでの発信

このほかにも、啓発ツッペンやのぼり、公共施設や競技場の掲示板、デジタルサイネージなどを

活用して積極的な広報に努める。自動車ユーザーに対し、不正改造車の排除に向けた意識を高めてもらう、車両の安全確保や環境保全を目指すことが狙い。協議会の傘下会員・事業者に対して運動への積極的な参加も呼びかける。

また、支局内では申請や変更登録などで来所した車両について検査し、不正改造車は整備命令書を積極的に交付する。認証・指定整備工場、運送事業者、自動車部品・用品販売事業者を対象に、立ち入り検査なども実施し、適切な指導も行う。

不正改造車を作らない!!
乗らない!!

不正改造車の実施者
整備命令の発令
※従わない場合使用停止命令の発令

不正改造を実施した者
6ヵ月以下の懲役
又は30万円以下の罰金

不正改造車を排除する運動

同運動の重点排除項目は、タイヤやホイール(回転部外)の車体外へのはみ出しなどをほじめとする5項目。前面ガラスへの装飾板の装着や不正な二次塗装といった六つの基本排除項目とあわせ、啓発に取り組んでいく。

CN対応など推進 車工会近畿支部が総会

日本自動車車体工業会の近畿支部(須河進一支部長)は4月25日、下京区のホテルグランヴィア京都で総会を開き、2024年度事業計画案と予算案を承認した。カーボンニュートラル(CN)対応など、時代に合わせた事業に取り組み、会員各社を支えることを目指す。

架装業界では24年問題の対応に向けた生産調整や部品欠品などを背景とし、生産体制が順調に回復していない状況にある。こうした中でも、人手不足や原材料高騰、法

上、団体PL保険の加入促進といった支部会員の活性化などに取り組んでいく。本部や関係省庁、関連部署との連携を強化するとともにトラック/バン、特種バス、特装、トレーラーの各部会を通じ、会員相互の情報交換や業界特有の課題解決、保安基準改定などに関する知識向上を支援する取り組みを展開する。

安全対応活動の推進支援にも力を注ぎ、不正改造車の排除に向け、講習会参加や会員各社への運動の活動状況把握依頼、ポ

スター・チラシなどの配布も行っていく。本部の布原達也副会長は「コロナ終息や賃上げを背景に消費者需要は回復しつつある。こうした中でも従来の活動を着実に進めるとともに、時代に合わせた新たな施策が求められている。本部

い」と祝辞を送った。第2部の懇親会で、須河支部長は「さまざまな関係者が一同に会するこの場を活用し、情報交換していただくことで経営に役立ててもらいたい」と呼びかけた。

乾杯の音頭は川口宏幸京都運輸支局長が務め、「皆さんには日ごろから行政活動に深いご協力やご理解をいただいている」と改めて感謝を伝えた。



野中部長

大黒商会「オートビジネスフェア」詳細まとまる

(株)大黒商会(井上雅文社長)が6月14、15日に伏見区の京都パルスプラザで開催する「オートビジネスフェアKYOTO 2024」の出展企業が出そろった。約120社が出展し、最新の自動車整備機器や工具などを多数展示・実演。顧客に対し、今後の急激な業界変化に対応できる商材やサービスを提案する。

オートビジネスフェア
KYOTO 2024

2024
6/14 13:00 - 20:00
6/15 10:00 - 17:00

不正改造は

プロだから「うちには不正な改造はやりません。」

不正改造で・・・事業の停止等 (法第93条)

地方運輸局長は、自動車特定整備事業者が道路運送車両法に違反したときは、3ヶ月以内において期間を定めて事業の停止を命じ、又は認証を取り消すことができる。

違反点数: 不正改造の実施 15点/台 (5台以上は認証取消)



不正改造車情報窓口

不正改造車を排除する運動 6月は強化月間です



やったらだめ
なのです!

不正改造を実施した者は・・・
6ヵ月以下の懲役 又は
30万円以下の罰金

犯罪です!!

ポスター、不正改造車排除マニュアルを活用しましょう!

一般社団法人 京都府自動車整備振興会
<https://www.kaspa.or.jp/>

